

量子科学技術研究開発機構主催の研修会 参加報告書

令和 5 年 4 月 8 日

九州大学医学部保健学科放射線技術科学専攻 2 年

佐伯 正信

令和 5 年 1 月に『第 3 回放射線防護入門コース e ラーニング』を受講させていただき、2 月 22 日から 3 月 3 日の 10 日間、『放射線防護のための生命科学コース』に、3 月 16 日、17 日の二日間、『放射線規制に関する法令アドバンスコース』に参加させていただきました。放射線の基礎知識から、医療に限らない放射線の影響や放射線防護について学び、これからの学習につながる良い機会とさせていただくことができました。

1 月末の e ラーニングでは、放射線やその防護、規制に関する基礎知識をオンデマンド形式で学習することができました。あまり詳しい知識を持たない状態での受講となりましたが、自分がこれから学ぶ放射線とは何か、どのように規制、利用されているか理解しやすく説明していただきました。

放射線防護のための生命科学コースでは、放射線が生物に与える影響とその防護について詳しく学ぶことができました。各講師の先生方が自身の体験も交えた講義をされ、特に福島第一原発の事故や原子力規制庁に関する講義は臨場感と緊迫感があり、長期化する事故後の影響や未だ残る諸問題の大きさを痛切に感じました。研修半ばには重粒子線がん治療の仕組みや現状についても講義をいただき、診療放射線技師を目指すものとしてとても興味深い話を聞かせていただきました。また、QST の重粒子線棟や静電加速器を実際に見学させていただいたり、アポトーシスや DNA 二重鎖切断の検出実験を実際に体験させていただいたりすることができました。見学では管理区域への立ち入りで、写真で見るとは異なり、それぞれの機械の大きさや精巧さ、それらの厳重な管理に圧倒されました。実際に実験を行うことで、聞いて、読んで学んだ内容を体感し、放射線が与える影響をより深く理解することができ、放射線防護の重要性を再認識しました。最終日には、福島第一原発事故の汚染土の処理に関する問題についてワールドカフェを行い、バックグラウンドの異なる人との意見交換で、放射線や汚染土への認識がより深まり、汚染土の処理などの問題に対して自分の意見を明確に持つことができたと感じています。

放射線規制に関する法令アドバンスコースでは、放射線を適正に用いるための規制とその利用について法律の観点から学ぶことができました。放射線規制に関する法令について学ぶ機会がなく、詳しく説明を受けたのは初めてでしたが、基本的な内容や法律の読み方から説明していただき、国際機関と日本の法律との関係についても詳しく学ぶことができました。法令が何を目的としてつくられ、具体的にどのような内容が定められているのか実際に管理区域に立ち入らせていただくことで、どのような放射能標識がどのような場所に掲示されているのかを、目で見て知ることができ、より理解が深まりました。二日目のグループワークで、研修で学んだ法令を使う立場で「新たな放射性同位元素の使用施設をつくるにあ

たっての「手続きの流れ」や「その施設の放射能標識の設置」を体験し、法令の複雑さを感じると同時になぜその手続きや標識の設置が必要なのかを考え、感じる良い機会になったと思います。

この度、これらの研修でしか立ち入ることのできない施設や、聞くことができない講義を受けさせていただくなど、貴重な経験をさせていただきました。研修を通して、放射線やその規制、防護に関する正しい知識を知ることによって放射線へのイメージや認識が大きく変わることに、そして、放射線の規制はただ利用を制限しているわけではなく、放射線を安全に利用し、その力を活用できるようにするために必要であることが理解できました。これからの大学での勉学に真剣に取り組む、将来診療放射線技師となり放射線を扱う立場となったとき、患者や医療従事者そして公共の安全を守るために責任を持って従事したいと考えています。

最後になりますが、この度の研修をご紹介いただきました、藤淵先生、近藤先生、そして研修会でお世話になりました、量子科学技術研究開発機構人材育成センターの皆さま、ご講義、ご指導いただきました先生方に心より感謝申し上げます。